

議案第7号

茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について

茂原市教育委員会は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項及び茂原市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和47年茂原市条例第66号）第6条の2第2項の規定に基づき、茂原市公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱する。

平成29年4月26日提出

茂原市教育長 内田達也

氏名	選出区分（所属等）	備考
山田 育雄	学校教育関係者	新任
椎葉 光子	学識経験者	新任

任期 平成29年5月1日から平成30年3月31日まで

提案理由 委員の欠員により、新たに委員を委嘱するものです。